

横須賀市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号に規定する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）について、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、以下に定めるもののほか、法、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省通知）の例による。

- 1 「日常生活圏域」とは、横須賀市役所行政センター設置条例（昭和23年5月1日条例第46号）に定める各行政センターが所管する地域及びそれ以外の地域（以下「本庁」という。）の10圏域をいう。
- 2 「地域資源」とは、地域住民や地縁組織、NPO・ボランティア団体、民間企業等による地域の諸活動のことをいう。

(実施主体及び事業内容)

第3条 市は、地域における高齢者の生活支援体制の構築及び関係者間の連携を推進するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 地域支え合い協議会の設置及び運営

2 市長は、法第115条の47第1項の規定に基づき、前項の事業の一部を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

(生活支援コーディネーター)

第4条 市長は、高齢者の生活を支援する体制整備を推進していくため、市全域を活動範囲とする生活支援コーディネーター（以下「第1層コーディネーター」という。）及び日常生活圏域又はそれに準ずる区域を活動範囲とする生活支援コーディネーター（以下「第2層コーディネーター」という。）を配置する。

- 2 第1層コーディネーター及び第2層コーディネーターは、互いに連携し、次の各号に掲げる取組を総合的に推進するものとする。

- (1) 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- (2) 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- (3) 関係者のネットワーク化

- (4) 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
 - (5) 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
 - (6) ニーズとサービスのマッチング
- （地域支え合い協議会）

第5条 市長は、多様な主体間の定期的な情報共有、連携及び協働による地域福祉に関する課題の発見、地域資源の開発、地域ニーズと地域資源との結び付け等を推進することを目的に、地域支え合い協議会（以下「協議体」という。）を設置する。

2 協議体は、次の各号により構成する。

- (1) 市全域を対象とする協議体（以下「第1層協議体」という。）
- (2) 日常生活圏域又は日常生活圏域よりも小さな区域を対象とする協議体（以下「第2層協議体」という。）

3 前項第2号において日常生活圏域よりも小さな区域を対象とする協議体を設置する場合、当該区域を対象として、別に第2層協議体を設置することはできないものとする。

4 第2層協議体は、同一の区域を対象として複数設置することはできないものとする。

5 第1層協議体の構成員の選出や運営等は、協議する目的や内容により、第1層生活支援コーディネーターがその開始ごとに決定することができる。

6 第2層協議体については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 構成員の選出や運営等は、各協議体で自主的に決定することができる。
- (2) 市は、各協議体の自主性を尊重しながら、その取り組みを支援し、また応援する。

（秘密の保持）

第6条 協議体の構成員は、第3条第1項に定める事業を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、生活支援体制整備事業の実施に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。